

研究結果報告書

日本における私的複製に関する保証金制度についての考察：台湾への示唆

所属： 国立台北大学
役職： 助理教授
氏名： 陳皓芸

本研究は、技術・社会環境の変化と共に、著作権法のパラダイムにも大きな変革が迫られていると指摘される中、著作物の利用対価を権利者に還元する方法として、日本と台湾で議論されている私的複製に係る補償金制度を取り上げ、その役割や在り方を検討・提示しようとするものである。

本研究は、日本の実務と研究の議論状況を正確に把握するために、4月13日-同月19日に日本名古屋を訪問し、私的録音録画補償金制度に関する日本の基本文献を検索・収集した。その後、日本における私的複製補償金制度の現状と問題点をまとめ、2018年5月10日韓国ソウル大学で開催される第15回アジア法律学会(ASLI)年度大会のシンポジウムに「Remuneration System for Private Reproduction: Lessons and Insights from Japan」をテーマとする報告をした。上記のシンポジウムで中央大学の佐藤恵太先生からコメントを頂き、貴重な示唆を得られた。

2018年5月18日に台湾で台湾科技大学の陳曉慧教授をはじめ、数名の著作権法専門家が参加するワークショップで、「Remuneration System for Private Reproduction Lessons and Insights from EU and Japan - 」をテーマとする報告をした。この報告は、日本法と欧州での私的複製補償金制度を比較しながら、台湾の著作権法修正案の問題点を指摘したものである。

2018年8月1日-9月1日の期間には、日本の名古屋に滞在し、引き続き日本の文献資料を収集した。なお、研究成果を更なる海外発信するために、2018年10月にマレーシアのマラヤ大学で開催される研究会、2019年1月にシンガポールのシンガポール管理大学で開催されるシンポジウムに参加し、各国の研究者と意見交換を行った。

本研究は、日本の経験を考察することにより、台湾の法制度に相応しい私的複製補償金制度を提案しようとするものである。本研究を通じて以下の点が発見された。第一、私的複製補償金制度の必要性を検討するにあたり、既存の市場メカニズムがうまく機能せず、著作権者の合法利益が害されるおそれがあるか否かを検証する必要がある。第二、私的複製補償金制度を設計する際に、補償金の課徴対象、計算方法、市場参加者の責任、徴

収の方法及び還元制度、補償金制度のモニタリング及びエンフォースメントを確保するための法的措置等を考慮しなければならない。

日本の現状として、私的複製補償金総額の減少傾向が進み、制度が有効に機能していないと指摘されおり、私的複製補償金の課徴対象拡大をめぐって議論がなされている。他方、2018年日本著作権法改正が行われ、ICT活用教育の円滑化のために、新しい権利制限が定められる同時に、一定の補償金制度が導入された。これを受け、文化庁は補償金の徴収・分配に係る指定管理団体制度を新設し、これから施行しようとするところ、その具体的な成果は引き続き検討する必要がある。

口頭発表 (題名・発表者名・会議名・日時・場所等)

1. 「Remuneration System for Private Reproduction: Lessons and Insights from Japan」、陳皓芸、第15回アジア法律学会(ASLI)年度大会シンポジウム、2018年5月10日、韓国ソウル大学。
2. 「Remuneration System for Private Reproduction- Lessons and Insights from EU and Japan -」、陳皓芸、文化表現多様性時代の著作権法課題—EU最近の判決と法改正課題観察会議・六回目研究会、2018年5月18日、台湾科技大学。

論文 (題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等)

書籍 (題名・著者名・出版社・発行時期等)